

(別記)

しまねの農林水産物消費拡大応援事業(農産物)

第1 事業実施主体の要件

農業者若しくは流通事業者(小売事業者及び卸売事業者)であること。なお、事業分類は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する統計基準(日本標準産業分類)に則する。ただし、農業者は第2(2)に規定する者とする。

第2 対象となる取組

(1) 複数事業者による連携

農業者と流通事業者とが共同実施することにより、農業者はマーケットニーズを踏まえた品目や栽培技術等の導入、生産拡大等に取り組む、小売店や仲卸事業者等の流通事業者を通じた新商品の開発、販売拡大、県内消費拡大を図る取組を対象とする。

これまで試験的に取り組んできた内容を、拡大実践する取組も対象とする。

(2) 参画する事業者の要件

法人、個人、任意団体等の別を問わない。

第3 対象となる農産物

参画している農業者が生産した農産物(1次産品の生鮮食品)

第4 対象となる販売先

本事業は県内消費を拡大させることを目的としていることから、原則として販売先は県内とするが、一部県外が含まれても差し支えない。ただし、県外販売が主となる取組は対象外とする。